

## 当番弁護士制度

当番弁護士制度とは、警察や検察庁で取り調べを受けている人に法律的な助言を受ける機会を提供するため、被疑者やその家族、知人からの一報で待機中の弁護士が無料で面会に駆けつける制度です。この制度は日本全国の各弁護士会で実施されています。

### 被疑者と被告人の違い

日本の憲法 34 条は、容疑者に弁護人の依頼権を保障しています。容疑者は、捜査の段階では被疑者と呼ばれ、起訴されると被告人と呼ばれるようになります。被告人に弁護人を依頼する経済力がないときには、国選弁護人といって国の費用で弁護人がつきます。

一方、起訴前の被疑者には国選弁護人制度がないため、自費で弁護人をつけなければなりません。そこで、弁護人をつける費用がない、あるいは弁護人の依頼の仕方がわからないという人のため、当番弁護士制度が設けられています。

### 当番弁護士の依頼

被疑者もしくは被疑者の家族、友人、知人が依頼できます。

連絡のあった日の当番になっている弁護士が通訳をつれて面会に駆けつけます。面会した弁護士は被疑者の立場や権利、今後の見通し、刑事手続きの概要について助言をします。また、違法な取り調べが行われていないのかも確認します。

1 回目の面会は通訳料も含めて無料ですが、その後も弁護を頼んだ場合は私選弁護人としての弁護士料が必要となってきます。

### 法律扶助制度の利用

弁護士料を払うのが困難なとき、日本弁護士連合会による費用の立て替え制度があります。

原則として、(1) 無罪を争う (2) 起訴前弁護の必要がある (3) 被疑者が 20 歳未満などのときに法律扶助申請ができます。

当番弁護士に申し出れば、申請の手続きを手伝ってもらえます。申請が認められれば、一定金額の弁護士費用を日本弁護士連合会が立て替えてくれます。立て替え費用は後に返還するのが原則です。

問い合わせ先 兵庫県弁護士会刑事弁護センター 078-341-2940

注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問合わせください。